



山形県公報

令和3年7月13日(火)
第221号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……759
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……760
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……761
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同

### 公 告

- 令和3年山形県保育士試験の実施……………(子ども保育支援課) ……762
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(病院事業局) ……同

## 告 示

### 山形県告示第606号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形おきたま農業協同組合  
代表理事組合長 若林 英毅  
東置賜郡川西町大字上小松978-1
- 2 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                       |                                                    | 変更年月日     |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 変 更 前                                              | 変 更 後                                              |           |
| 山形おきたま農業協同組合<br>代表理事組合長 木村 敏和<br>東置賜郡川西町大字上小松978-1 | 山形おきたま農業協同組合<br>代表理事組合長 若林 英毅<br>東置賜郡川西町大字上小松978-1 | 令和3年6月18日 |

### 山形県告示第607号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営上山2地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営上山2地区土地改良事業計画書(水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型))の写し
- 2 縦覧に供する場所  
上山市役所

## 3 縦覧に供する期間

令和3年7月21日から同年8月23日まで

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第608号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大倉地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営大倉地区土地改良事業計画書（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型））の写し

## 2 縦覧に供する場所

村山市役所

## 3 縦覧に供する期間

令和3年7月21日から同年8月23日まで

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第609号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営長谷川地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営長谷川地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））の写し

## 2 縦覧に供する場所

天童市役所

## 3 縦覧に供する期間

令和3年7月21日から同年8月23日まで

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に

対して審査請求をすることができる。

- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営杉島地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営杉島地区土地改良事業計画書（農村地域防災減災事業（特定農業用管路等特別対策事業））の写し

2 縦覧に供する場所

村山市役所

3 縦覧に供する期間

令和3年7月21日から同年8月23日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営川戸・金剛地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営川戸・金剛地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

白鷹町役場

3 縦覧に供する期間

令和3年7月13日から同年8月13日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その

審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。  
 (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

**公 告**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

令和3年7月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日           | 時 間                 | 場 所     |
|-----|---------------|---------------------|---------|
| 筆記  | 令和3年10月23日（土） | 午前10時30分から午後4時30分まで | 別途指定する。 |
|     | 令和3年10月24日（日） | 午前10時から午後4時30分まで    |         |
| 実技  | 令和3年12月12日（日） | 別途指定する。             | 別途指定する。 |

2 受験手続

受験申請書を令和3年7月27日（火）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（令和3年7月27日（火）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。）。

3 その他

- (1) 令和3年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、令和3年7月16日（金）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。  
 イ 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法  
 ロ 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法
- (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120(4194)82）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年7月13日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立中央病院・河北病院・こころの医療センターLED照明一式の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県病院事業局県立病院課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2326
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年6月30日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
アルファグループ株式会社 東京都渋谷区東一丁目26番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 117,084,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当